

境港市創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市創業支援補助金（以下「本補助金」という。）に関し、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、境港市内において新たに創業する者（以下「創業者」という。ただし、境港市内において既に事業を営んでいる事業者において事業承継した者が業態転換や新事業・新分野に進出する場合は除く。）に対し、予算の範囲内において交付することにより、経済の活性化、雇用の創出及び移住定住の促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）における小売業、生活関連サービス業及び飲食サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を除く。）を創業する創業者
- (2) 鳥取県西部創業サポートセンターが策定した創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業の支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項に規定する市長の発行する証明書の交付を受けた者
- (3) 境港市税（納期限の到来しないものを除く。）の滞納がない者
- (4) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないもの
- (5) 境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成20年境港市条例第34号）、境港市企業立地促進補助金交付要綱及び境港市夕日ヶ丘地区小売業立地促進補助金交付要綱の対象となる者でないもの

(補助対象経費)

第4条 本補助金の補助対象経費は、次に掲げる経費のうち創業のために必要なものとする。

- (1) 土地及び建物の取得、建築、賃借、改修、改装、修繕等に係る経費
- (2) 設備の購入、賃借、改修、修繕等に係る経費
- (3) 車両、工具若しくは備品等の購入及び賃借等に係る経費
- (4) その他必要と認めた経費

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で100万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする事業者は、境港市創業支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 開業届 ※個人の場合
- (2) 定款及び法人登記事項証明書 ※法人の場合
- (3) 事業計画書
- (4) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類
- (5) 役員等名簿(様式第2号) ※法人の場合
- (6) 補助対象経費の領収書
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の申請は、創業の日後6か月を経過した日から30日以内に行わなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、本補助金の交付決定及び額の確定を行い、境港市創業支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(支払請求)

第8条 本補助金の支払を受けようとする事業者は、創業の日後1年を経過した日から30日以内に、境港市創業支援補助金支払請求書(様式第4号)に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第9条の実績報告書の提出は、要しないものとする。

2 本補助金の支払を受けた事業者は、創業の日から3年を経過するまでの間、創業の日から起算して1年を経過するごとに、その1年を経過した日から30日以内に経営状況報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

境港市長 様

申請者 住 所
事業者名
代表者氏名 ⑩

境港市創業支援補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、境港市創業支援補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 補助金の名称 境港市創業支援補助金

2 補助申請額

補助対象経費	別紙のとおり
算定基準額	円
補助率	1 / 2（上限100万円）
交付申請額	円

- 3 添付書類 (1) 開業届 ※個人の場合
(2) 定款及び法人登記事項証明書 ※法人の場合のみ
(3) 事業計画書
(4) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類
(5) 役員等名簿（様式第2号） ※法人の場合のみ
(6) 補助対象経費の領収書
(7) その他市長が特に必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

役員等名簿

名称又は会社名		
所在地		
役職名等	ふりがな 氏名	生年月日

備考

- 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあつては当該個人）の氏名、生年月日を記載してください。
- 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報、境港市創業支援補助金交付要綱第3条第1項第4号に該当するか否かの確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- この名簿は、2に掲げる要件の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

境港市創業支援補助金交付要綱第3条第1項第4号に該当するか否かを確認するため、境港警察署へ照会されることに役員等を代表して同意します。

代表者職氏名



様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

境港市長

境港市創業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度境港市創業支援補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので境港市創業支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 円
（算定基準額 円

3 交付の条件

境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）及び境港市創業支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第4号（第8条関係）

境港市創業支援補助金支払請求書

金 円

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった
境港市創業支援補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
事業者名
代表者氏名

印

境港市長 様

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

境港市長 様

住 所
業 者 名
代表者氏名

印

境港市創業支援補助金経営状況報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった
境港市創業支援補助金に関して、境港市創業支援補助金交付要綱第9条の規定によ
り経営状況を次のとおり報告します。

経営状況	1 良い	2 まずまず	3 悪い
雇用状況	雇用 人（うち市内 人）	歩合 人（うち市内 人）	
※現在の経営状況について具体的にご記入ください。			